

『厚生労働大臣の定める提示事項』は、下記のとおりです。

[中国四国厚生局長への届出に関する事項]

1. 当院は、中国四国厚生局長に次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

<基本診療科の施設基準に係る事項>

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）
- 回復期リハビリテーション病棟入院料3
- 地域包括ケア入院医療管理料2（看護職員配置加算・看護補助体制充実加算）
- 認知症ケア加算2
- データ提出加算1
- 診療録管理体制加算2
- 重症者等療養環境特別加算
- 療養環境加算
- 入退院支援加算2
- 急性期看護補助体制加算
- 看護補助体制充実加算（急性期看護補助体制加算の注4）
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 感染対策向上加算3

<特掲診療科の施設基準等に係る届出>

- 二次性骨折予防継続管理料2・3
- 下肢創傷処置管理料
- 別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 開放型病院共同指導料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算届出：有
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算届出：有
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算届出：有
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- CT撮影及びMRI撮影
- がん治療連携指導料
- がん患者指導管理料 □
- がん患者指導管理料 Ⅷ
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 外来化学療法加算 1
- 薬剤管理指導料
- 無菌製剤処理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 42

2. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。食事負担については1食490円です。

3. 開放型病院に関する事項

- (1)当院は開放型病院です。
- (2)当院に入院されますと患者さんのかかりつけの先生と当院医師が共同で治療にあたることができます。

要揭示文書のため、無断で撤去しないで下さい。